

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、以下の者を京都市交通局公金収納受託者とし、京都市交通局高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

大阪府中央区大手前1丁目7番31号
株式会社京阪ステーションマネジメント

(交通局高速鉄道部運輸課)